

とっとり暮らしワーキングホリデー支援補助金関連事業者 様

鳥取県交流人口拡大本部長

(公 印 省 略)

とっとり暮らしワーキングホリデー支援補助金の取り扱いについて (通知)

本県の関係人口関連施策の推進については、日頃、格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大傾向がみられることから、とっとり暮らしワーキングホリデー支援補助金交付要綱(平成30年3月29日付第201700328141号元気づくり総本部長通知(施行日:平成30年4月1日))第9条第1項に基づき、今年度の「とっとり暮らしワーキングホリデー支援補助金(以下「本補助金」という。)」について下記のとおり取り扱うこととしますので御承知ください。

(担当:関係人口推進室 谷垣 電話:0857-26-7128)

記

1 本補助金の補助対象としない経費について

以下(1)～(2)のいずれかに該当する場合、本補助金の補助対象としない(交付決定日以降に当該措置が発令された場合を含む)。なお、必要に応じ、遅滞なく補助事業等の変更等の手続きをすること。

また、事業開始日以降に(1)～(2)のいずれかに該当した場合は、本補助金の補助対象とするが、事業実施にあたり感染拡大防止策を万全に講じ、地域住民等とのオフラインによる交流は実施しないこと。

- (1) 事業の実施期間のいずれかの時点において、参加者の居住地又は鳥取県に緊急事態宣言・まん延防止等重点措置が発令されている場合にかかる経費
- (2) 事業の実施期間のいずれかの時点において、鳥取県内の受入圏域において鳥取県版新型コロナウイルス特別警報が発令されている場合にかかる経費

2 適用期間

通知日から令和4年3月31日まで